

# 沖縄県文教地区建築条例に基づく事務

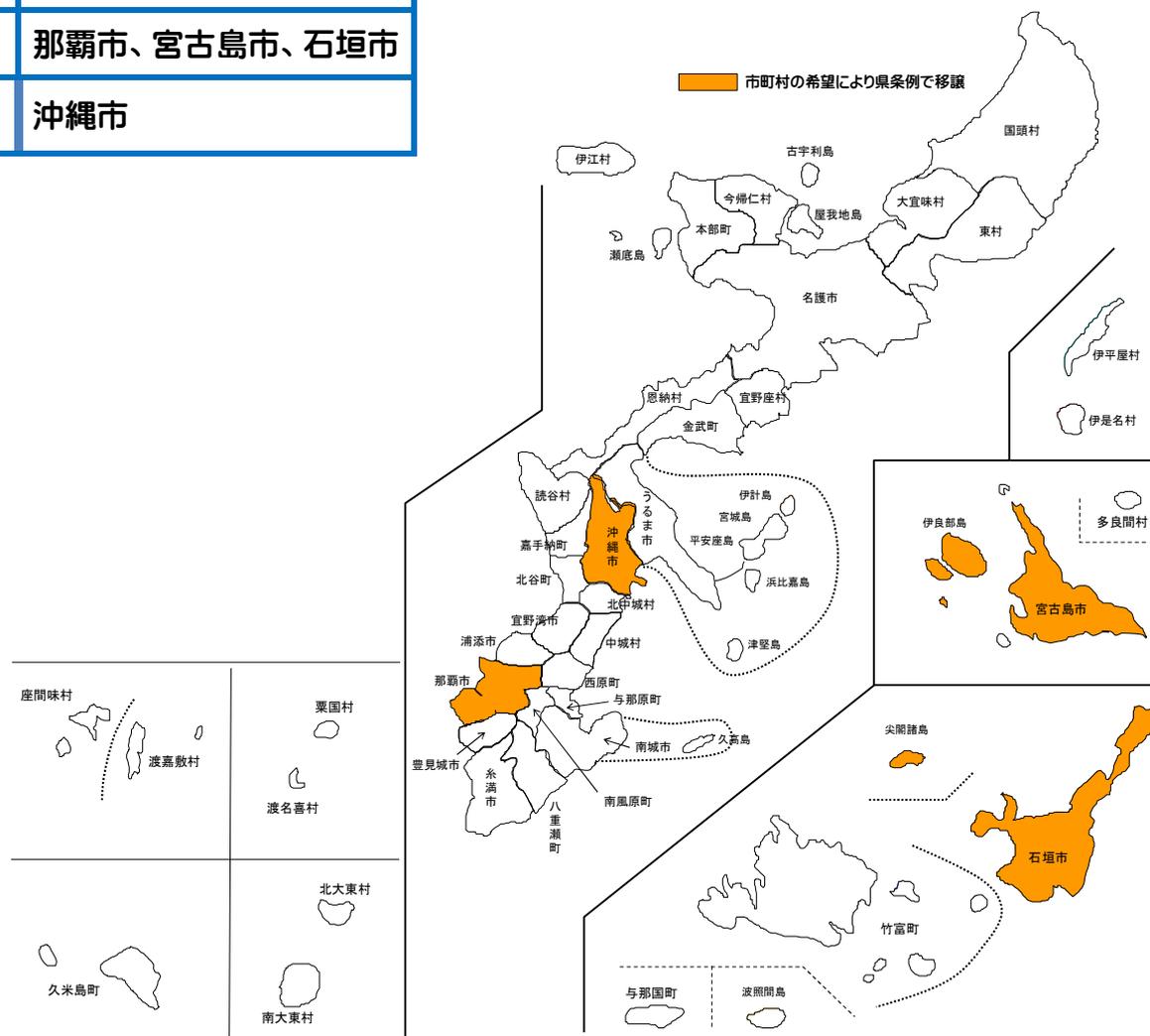
根拠法令：建築基準法、沖縄県文教地区建築条例

移譲対象：那覇市、沖縄市、  
宮古島市、石垣市

事務の内容	メリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 沖縄県文教地区建築条例第3条に基づく文教地区内における建築物の建築許可等に関する事務</li> <li>◆ 1の許可に係る相談等に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 身近な窓口で手続きがとれることにより、申請者の負担軽減及び利便性の向上に繋がる。</li> <li>◆ 地域のまちづくりと密接に関係する事務を市が主体で行うことにより、事務の適性化が図られる。</li> </ul>
<p><b>県の支援</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 財政支援：権限移譲交付金の交付</li> <li>◆ 研修等：沖縄県文教地区建築条例の例外許可審査の手引きの作成・提供</li> </ul>	

移譲年月	移譲市町村
H29.4	那覇市、宮古島市、石垣市
H30.4	沖縄市

## 平成30年4月時点の移譲状況



# 地域の実情に即した、 文教地区の建築許可



権限移譲事務 沖縄県文教地区建築条例に基づく事務

事例紹介  
那覇市

## 移譲受け入れの経緯

文教地区は、文教環境の保護を図るため、教育施設等の周辺に指定される地区であり、文教地区内の建築の制限または禁止に関する必要な事項は、沖縄県文教地区建築条例にて定められている。

当該条例により、文教地区内では風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律の適用を受けるものや、ホテル、劇場、マーケット、環境を害する工場等の建築制限がなされているが、知事が文教上の目的を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合はこの限りでないとしている。

権限移譲前は、沖縄県が許可の可否判断をしていたが、文教地区の区域は市町村の都市計画で決定していることや、地域主体の行政運営の必要性をふまえ、許可にあたっては那覇市の建築指導課に意見照会をする等の手続きを行っていた。

市民からの問い合わせについても、一般的な建築相談等は市の窓口で行い、文教地区の許可に関しては県で受け付ける等の状況があったが、窓口が統一されることにより、行政事務の効率化や市民サービスの向上に繋がると判断し、権限移譲を受け入れることとした。

## 取組・効果

那覇市では建築制限に関する相談窓口を建築指導課にて一本化しており、建築指導課の職員が必要に応じて現場調査等を行い、地域の実情にあった文教上の目的を害するおそれのないと認められる建築行為に対する許可への適切な対応が可能となった。

また、他の建築制限との総合的な対応があわせて行えるため、迅速かつきめ細かい対応が可能となった。

権限移譲前後の許可件数は、平成29年度に4件、平成30年度に6件、令和元年度に4件となっている。

〈市役所窓口の様子〉



(担当課：那覇市まちなみ共創部建築指導課)

令和2年3月作成